

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示
- 公印を新調しその使用を開始する件
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
- 道路の区域を変更する件二件
- 道路の供用を開始する件二件
- 土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件
- 福島県教育委員会
- 公印の使用を廃止した件
- 公印の使用を廃止する件

一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九






## 告 示






### 福島県告示第三百十三号


公印を次のように新調し、令和三年三月二十二日その使用を開始する。  
令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

職印

10の2の2	10の2	番号
福島県知事印（横書き納入通知書、身分証明書等用）	福島県知事印（横書き文書用）	公印の名称
	   	印影
		公印管理者

18	15の2				
福島県課長印	福島県部長印				
					
総務部文書管財総室文書法務課長					

<p>福島県告示第三百十五号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。</p> <p>令和三年三月十九日</p> <p>一 解除予定保安林の所在場所</p> <p>郡山市逢瀬町多田野字東只子一の二四</p> <p style="text-align: right;">福島県知事 内堀雅雄</p>	<p>福島県告示第三百十四号</p> <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。</p> <p>令和三年三月十九日</p> <p>一 保安林予定森林の所在場所</p> <p>伊達郡川俣町小綱木字上関場九から一一まで、一三、字長沢二の一から二の三まで、三から五まで、六の一</p> <p>二 指定の目的</p> <p>土砂の流出の防備</p> <p>三 指定施業要件</p> <p>1 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 主伐は、択伐による。</p> <p>(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、川俣町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。</p> <p>2 立木の伐採の限度</p> <p>次のとおりとする。</p> <p>（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び川俣町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p style="text-align: right;">（森林保全課）</p>	<p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">（文書法務課）</p>
--	--	---

- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

(森林保全課)

**福島県告示第三百十六号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町山木屋字 橋端山一番一地从先から 同 郡同 町山木屋字 橋端山一四番四地先ま で	変更前 A 一四・二〇 三七・四 B 八・〇〇 二七・六	変更後 A 一四・二〇 三七・四	九八・四 一一一・六 九八・四

(道路計画課)

**福島県告示第三百十七号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津	会津若松市神指町大字	A 六・〇〇	(メートル)	二一、三七八・二

若松三島  
線  
南四合字才ノ神六五番  
一地从先から  
同 市北会津町蟹  
川字礪宮前二七番一  
先まで  
会津若松市神指町大  
北四合字上吉六 一四  
番地先から  
同 市北会津町蟹  
川字礪宮前二七番一  
先まで

三三・〇

B 一一・〇〇  
二九三・〇

一、九二四・〇

会津若松市神指町大  
南四合字才ノ神六五  
一地从先から  
同 市北会津町蟹  
川字礪宮前二七番一  
先まで

変更後

A 六・〇〇  
三三・〇  
B 一一・〇〇  
四一・〇

二一、三七八・二  
三、八〇七・一

(道路計画課)

**福島県告示第三百十八号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楡葉町大字山田浜字代東四 二番五地先から 同 郡同 町大字山田浜字代東二 番二地先まで	令和三年三月十九日

(道路計画課)

**福島県告示第三百十九号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道広野小高線	双葉郡楡葉町大字井出字上ノ原五〇番四地先から 同郡同町大字井出字谷地二三番一地先まで	令和三年三月十九日

(道路計画課)

#### 福島県告示第三百二十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定により、土地区画整理事業の事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和三年三月十九日

福島県知事 内堀雅雄

- 土地区画整理事業の名称 喜多方市御清水地区沿道整備街路事業
- 施行者の名称 喜多方市
- 施行地区 喜多方市字御清水及び字御清水東の各一部の区域
- 事務所の所在地 喜多方市字御清水東七千二百四十四番地の二
- 施行認可の年月日 平成二十七年九月十八日
- 変更認可の年月日 令和三年三月十二日
- 変更の内容 事業施行期間

変更前 平成二十七年九月十八日から平成三十三年三月三十一日まで

変更後 平成二十七年九月十八日から令和六年三月三十一日まで

(まちづくり推進課)

### 福島県教育委員会

#### 福島県教育委員会告示第一号

福島県郡山自然の家所長印は平成三十一年四月一日その使用を廃止した。  
令和三年三月十九日

福島県教育委員会

(教育総務課)

福島県教育委員会告示第二号  
福島県津自然の家所長印は、令和三年三月三十一日限り、その使用を廃止する。  
令和三年三月十九日

福島県教育委員会  
(教育総務課)